

兵庫県でのツキノワグマの取組と現状



写真提供：橋本敏男氏

兵庫県環境部 自然鳥獣共生課
兵庫県森林動物研究センター₁

保護政策の経緯

年度	内容
H4 (1992)	県内に生息するクマの絶滅危惧推定生息数（100頭未満）されたため、県猟友会がクマの狩猟を自粛
H8 (1996)	<ul style="list-style-type: none">クマの狩猟禁止措置（県告示）
H15 (2003)	<ul style="list-style-type: none">第1期ツキノワグマ保護管理計画の策定兵庫県版レッドデータブック2003でAランクの「絶滅危惧種」に選定
H19 (2007)	<ul style="list-style-type: none">第2期ツキノワグマ保護管理計画の策定兵庫県森林動物研究センター開設

保護施策の具体的な取組①

1 被害防止対策の徹底

(クマを集落に寄せ付けない対策)

- ・ 不要果樹など誘因物の除去
- ・ バッファゾーンなどの環境整備
- ・ 電気柵等による防御 など



不要な柿の木の伐採



バッファゾーンの整備

保護施策の具体的な取組②

2 出沒対応基準と学習放獣の制度化

3 人材育成と普及啓発

- ・ 行政職員：クマの出沒対応研修会の開催
- ・ 地域住民：クマの保護管理、生態、被害対策などの学習会の開催



追い払い研修



住民学習会

柿の木伐採による効果

県内A町全域での目撃件数

H16
266件



H18
238件



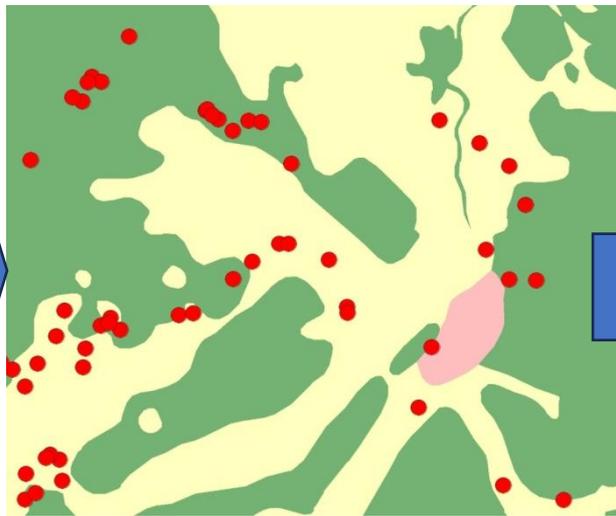
H22
302件

柿の木対策を実施したA町B集落の目撃地点

H16



H18



H22



集落周辺に「ツキノワグマの餌」になるようなものがなければ、わざわざ出沒しない

個体数推定に基づく順応的管理 を開始（H23～）

- 1 有害捕獲の対応
- 2 狩猟実施の判断
- 3 総捕獲数の管理

⇒ 安定的な生息数を維持しつつ
適切な管理を行っていく

個体数推定に関わる情報

●シカ・イノシシ等のわなの錯誤捕獲個体

モニタリングの実施

マイクロチップ装着後に原則全頭放獣

●有害捕獲個体、狩猟捕獲個体、死亡個体等

モニタリングの実施

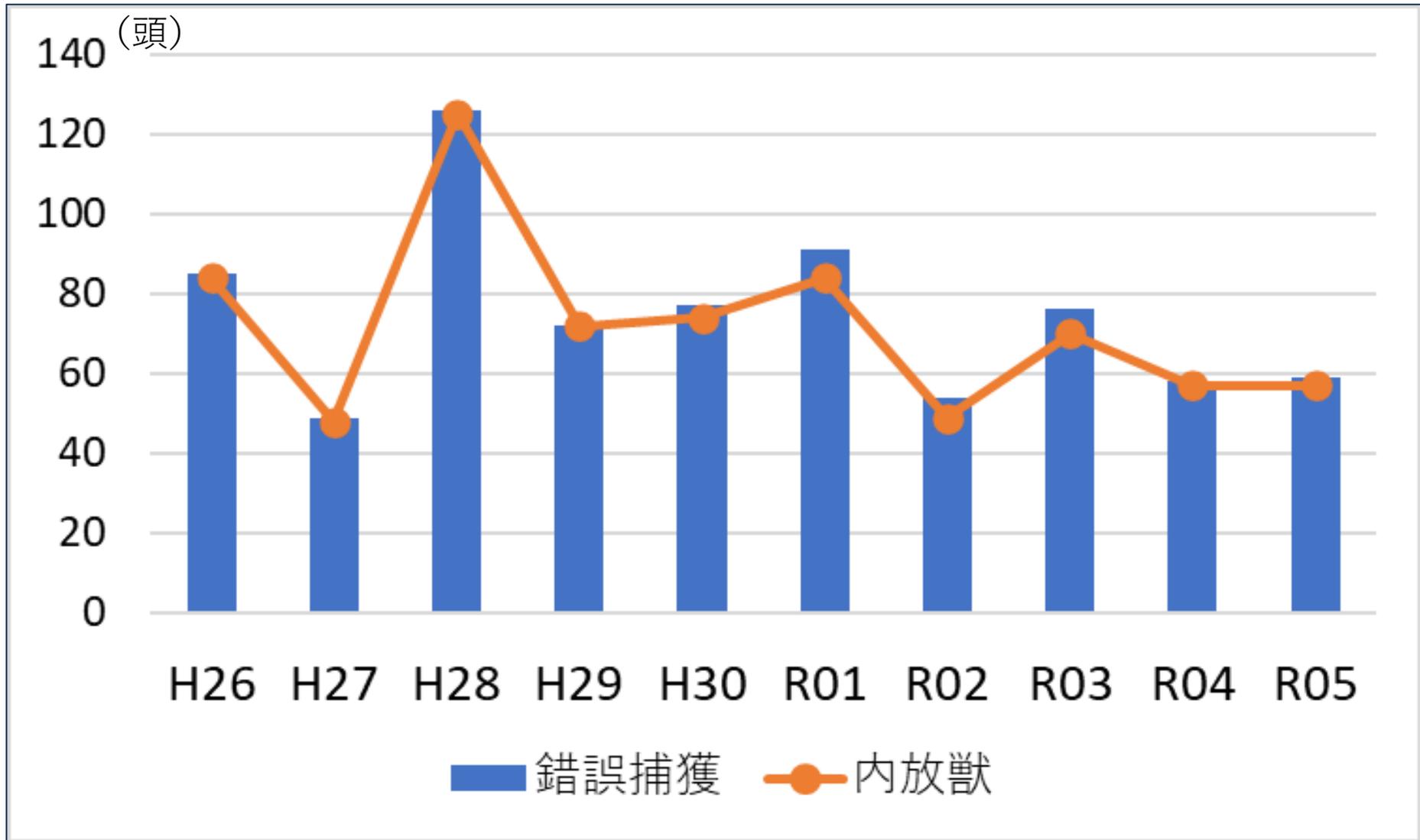
⇒全捕獲個体の個体識別を実施

- ・捕獲年月日
- ・捕獲位置情報
- ・捕獲歴
- ・死亡確認 など



錯誤捕獲数の推移

※R05は12/16現在



推定生息数増加⇒人との軋轢増加



人身
事故
発生数

1

4

2

3

2

保護政策から管理政策へ転換

年度	内容
H27 (2015)	・ ツキノワグマ保護計画策定 (鳥獣保護法改正)
H28 (2016)	・ 県内推定生息数が800頭を超えたため、保護計画に基づき、20年ぶりにクマ狩猟を解除 ・ 生息数増加により、出没件数増加や人身被害発生⇒人とクマとの軋轢が深刻化
H29 (2017)	・ 絶滅危機を解消したと判断し、保護施策から管理施策へ転換し、第1期ツキノワグマ管理計画を策定

1 ゾーニング管理の開始

区分	森林ゾーン	集落周辺ゾーン	集落ゾーン
概念	クマの生息に適した地域	里山の地域 集落ゾーンの周辺地域	集落内や農地など人間活動が盛んな地域
クマの生息環境	鳥獣保護区の設定 良好な生息環境の維持	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等集落ゾーンに接近しにくい環境づくり	誘引物の除去と管理
被害リスク	登山者などとの突発的な遭遇	森林林業者、農業者、登山者などとの突発的な遭遇	農業被害、人身被害、精神的な被害
被害防除	入山者への注意喚起、情報提供	バッファーズーンの整備、藪等の刈払い等	誘引物の除去と管理、電気柵等での防除、追払い、地域住民への注意喚起

ゾーンの区別方法

集落ゾーン

集落周辺ゾーン

(集落ゾーンより概ね200m)

森林ゾーン

県から全県のゾーン
区分案を提示



各市町で決定

自然環境保全基礎調査植生調査
第6, 7回 より作成

兵庫県では、客観的
に判断できる
ゾーン区分を採用
している

2 集落近隣の被害対策と有害捕獲の強化

これまでの有害捕獲

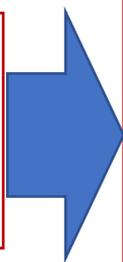
集落ゾーン
集落周辺ゾーン

現にクマが出没していて
精神被害が発生
人身事故の発生が危惧される場合

「クマ用ドラム缶オリ」と誘因餌を使用して
すみやかな有害捕獲の実施

に加えて

集落ゾーン
集落周辺ゾーン



現にクマは出没していないが、
過去からも含めてクマが出没し
たことによる精神被害が発生

集落ゾーン、集落周辺ゾーン内にある

「シカ・イノシシ用有害捕獲箱わな」

に「クマの有害捕獲」許可を可能に

捕獲しても殺処分せず放獣することがある

- ① 捕獲時点で適切な被害対策を行っていない場合
(被害対策⇒誘因物除去、環境整備、追い払い、
電気柵等による防護など)



- ② 捕獲数が年間の捕獲数の上限に達した場合
- ③ 0歳子グマだけで捕獲された場合

県獣害対策チームによる集落支援

各県民局に「獣害対策チーム」を設置

獣害対策チーム

農林振興事務所

森林課
農政振興課
農業改良普及センター

市町

支援

クマ出没集落

不要果樹対策
バッファゾーン整備
住民学習会
有害捕獲



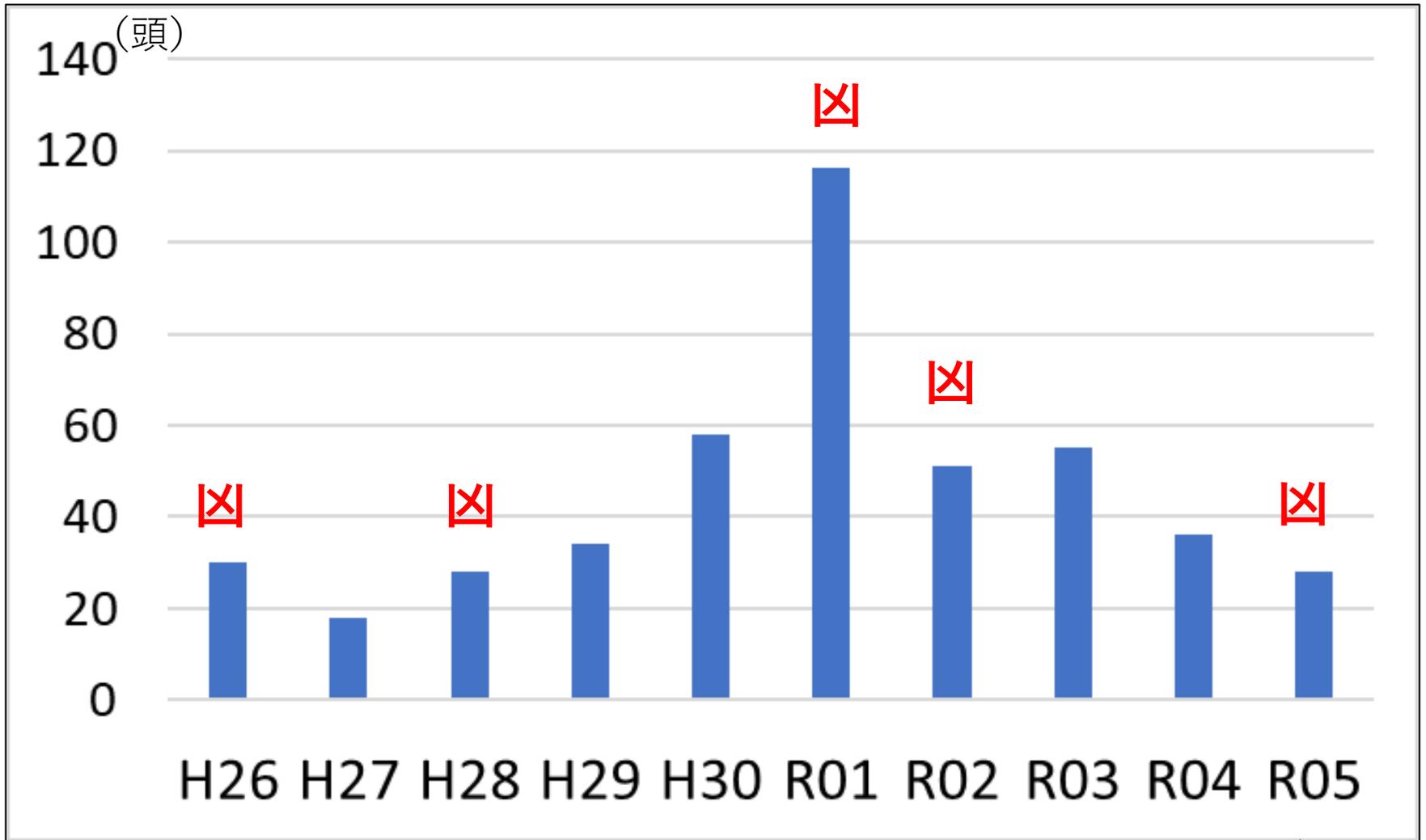
連携

森林動物研究センター

クマを寄せ付けない
集落モデルの育成

有害捕獲数の推移

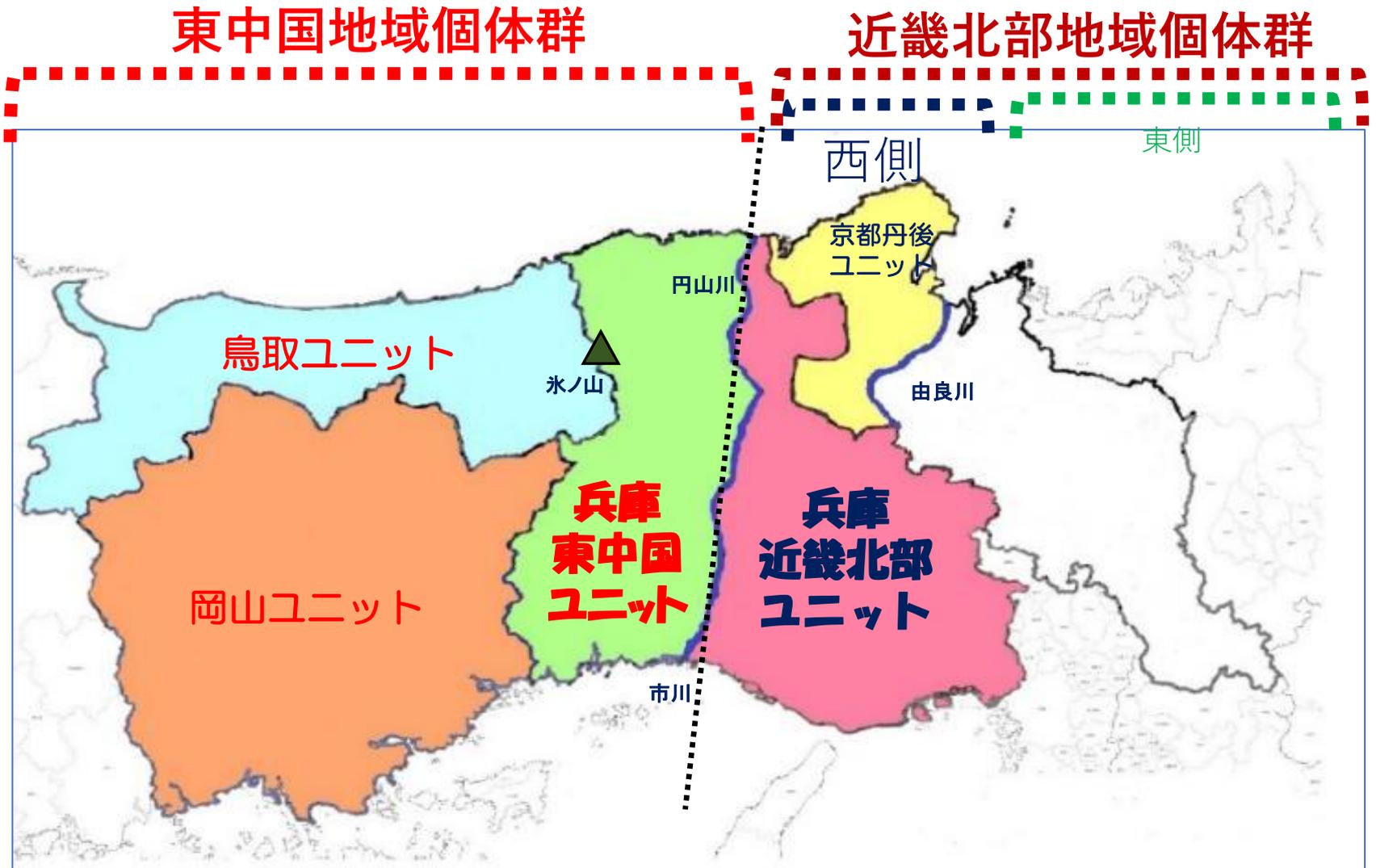
※放獣案件は含まない、R05は12/16現在



有害捕獲の強化

第2期ツキノワグマ管理計画【R4～R8】

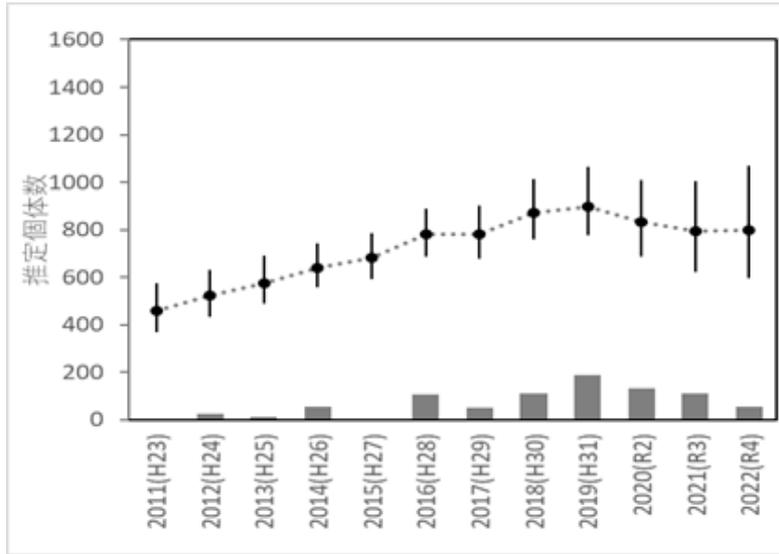
隣接府県との広域保護管理を開始



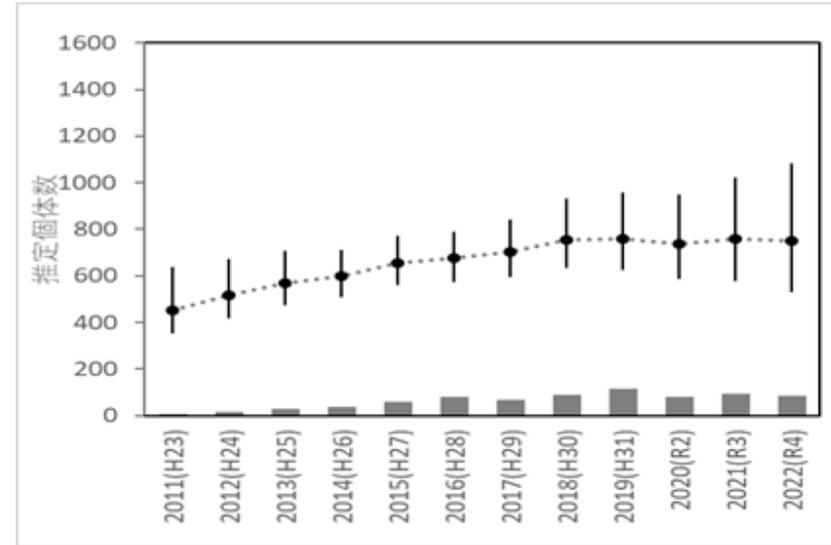
兵庫県単独の管理 ⇒ 地域個体群ごとの管理¹⁸

推定生息数の推移

※●は中央値、|は95%信用区間、棒線は人為死亡数を示す



東中国地域個体群



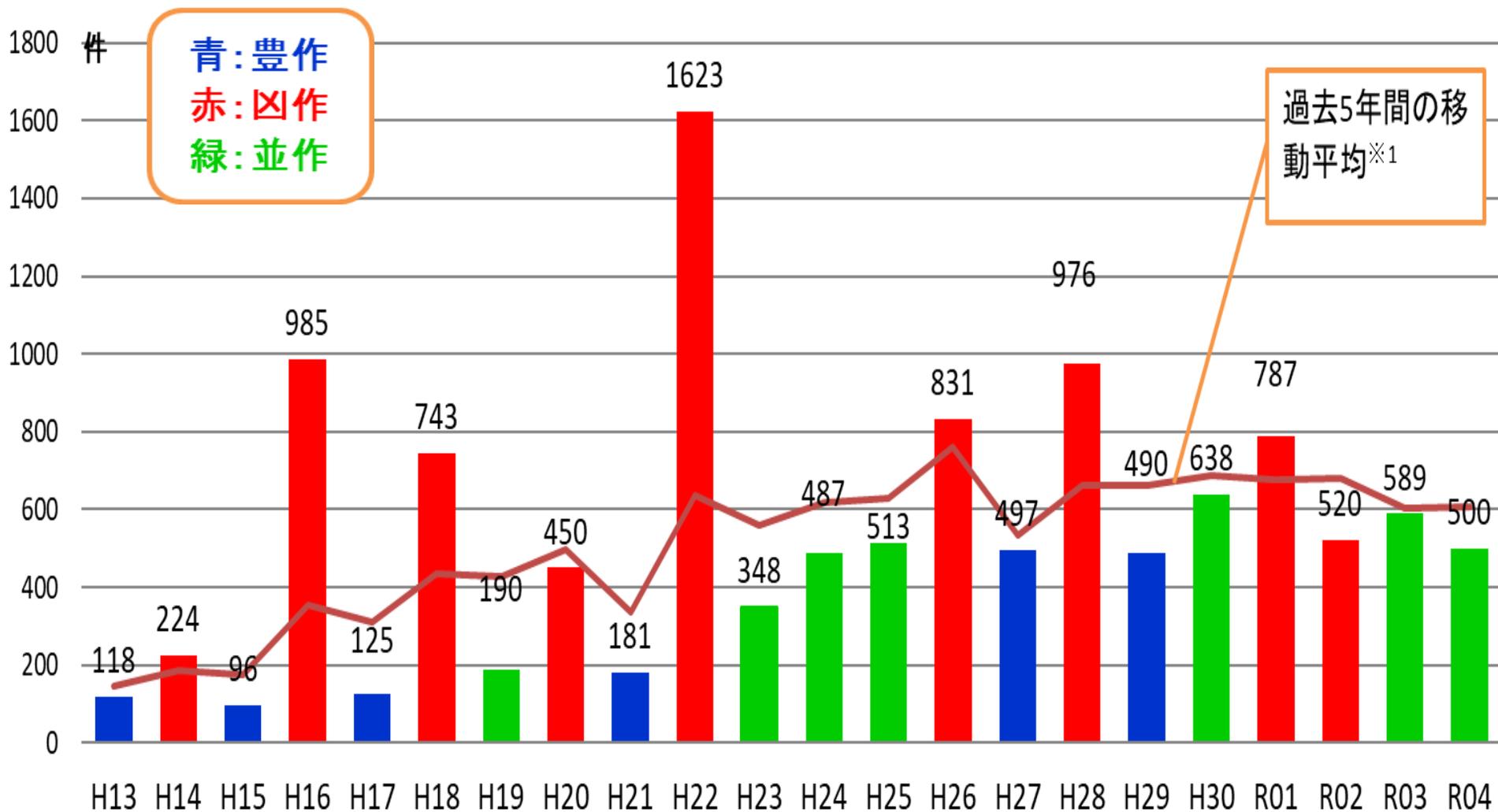
近畿北部地域個体群西側

R5年当初予測値

区分	東中国地域個体群	近畿北部地域個体群西側
推定生息数	中央値859頭 615頭～1,243頭	中央値769頭 489頭～1,194頭
推定増加率	中央値16.0% 12.6%～19.5%	中央値14.8% 10.0%～19.1%

※下段は95%信用区間

目撃報告数の推移



令和5年

豊凶調査結果：凶作

目撃報告数：497件（12/16現在）

月別目撃報告数の推移

※R05は12/16現在

400 (件)

350

300

250

200

150

100

50

0

4月

5月

6月

7月

8月

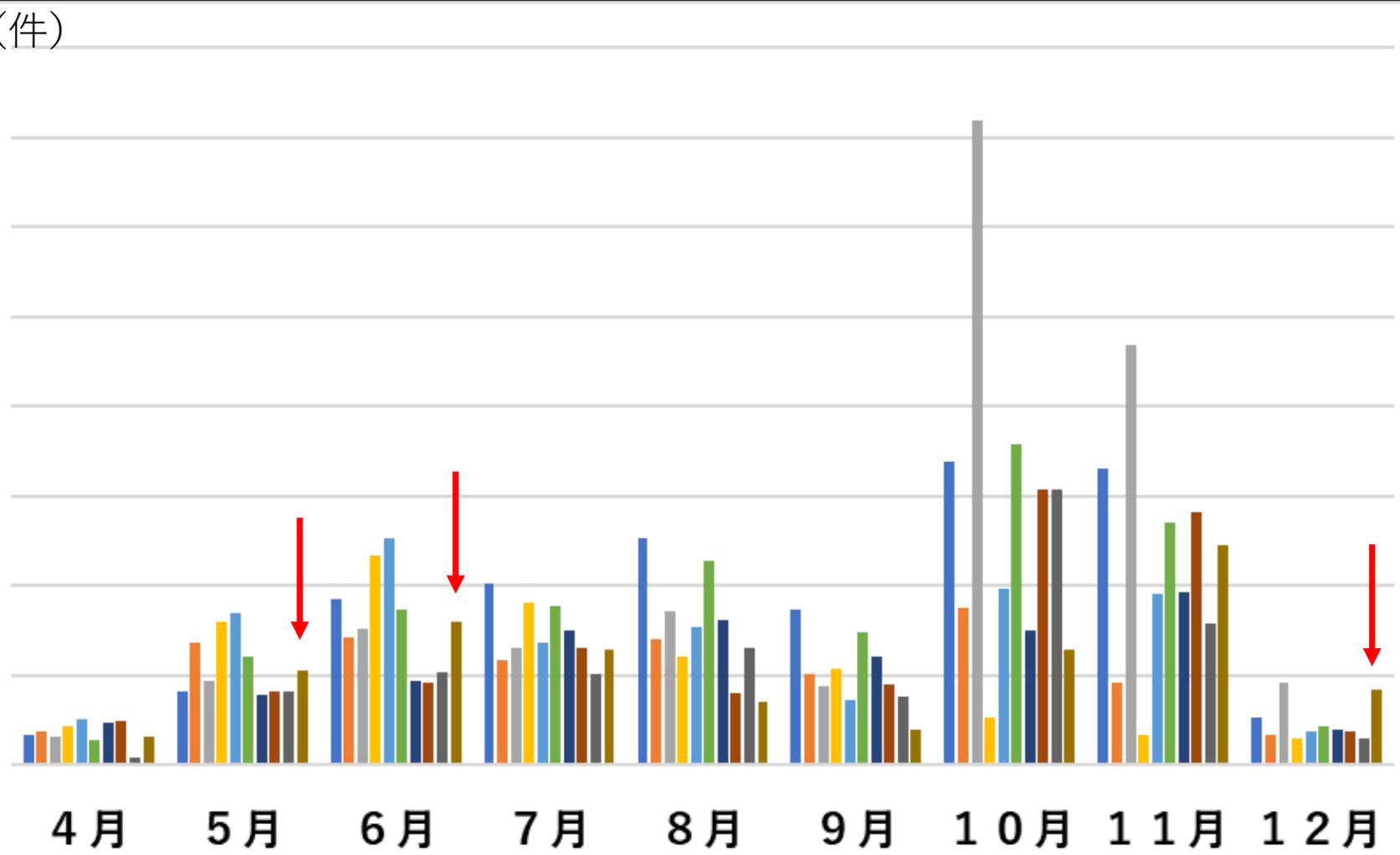
9月

10月

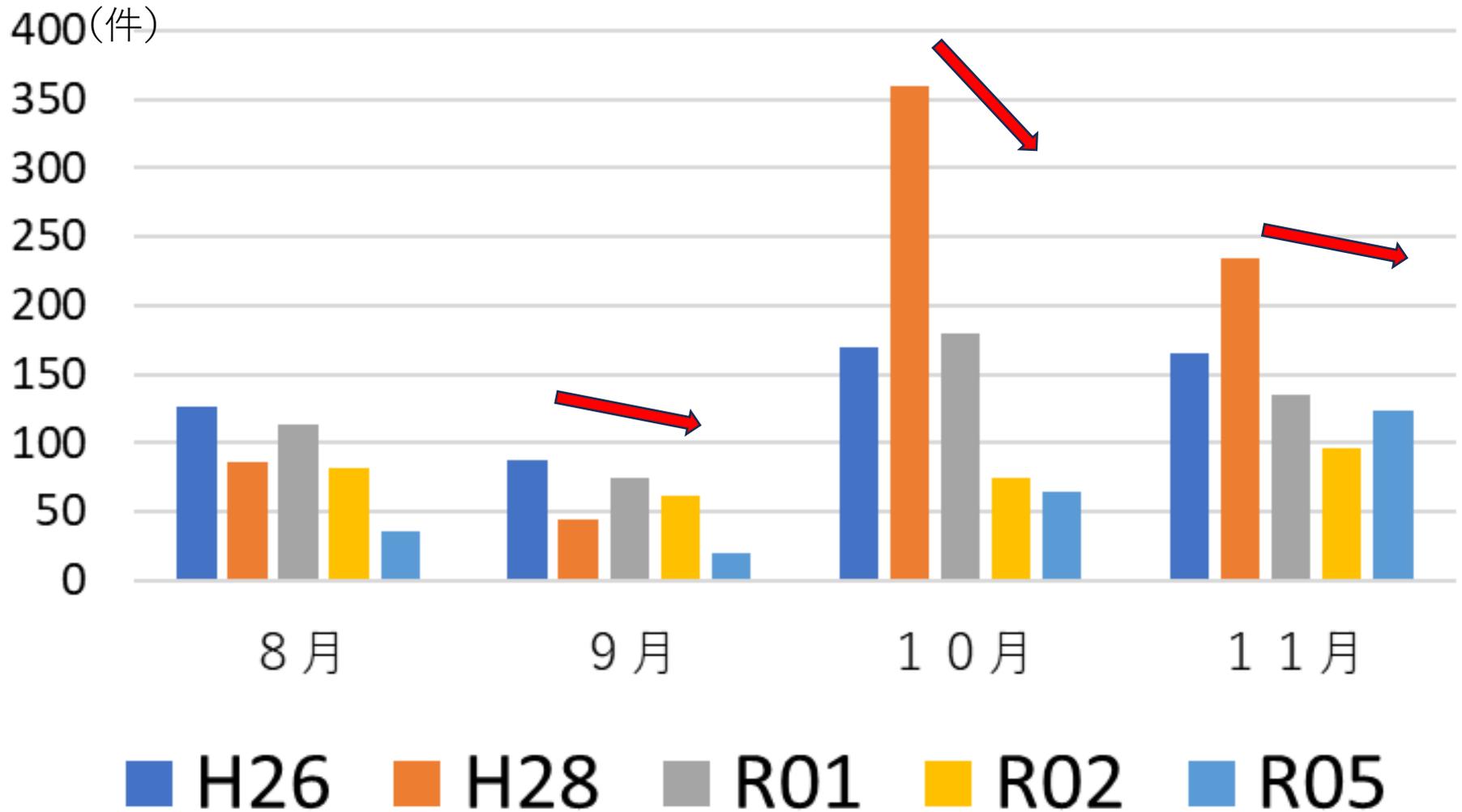
11月

12月

H26 H27 H28 H29 H30 R01 R02 R03 R04 R05

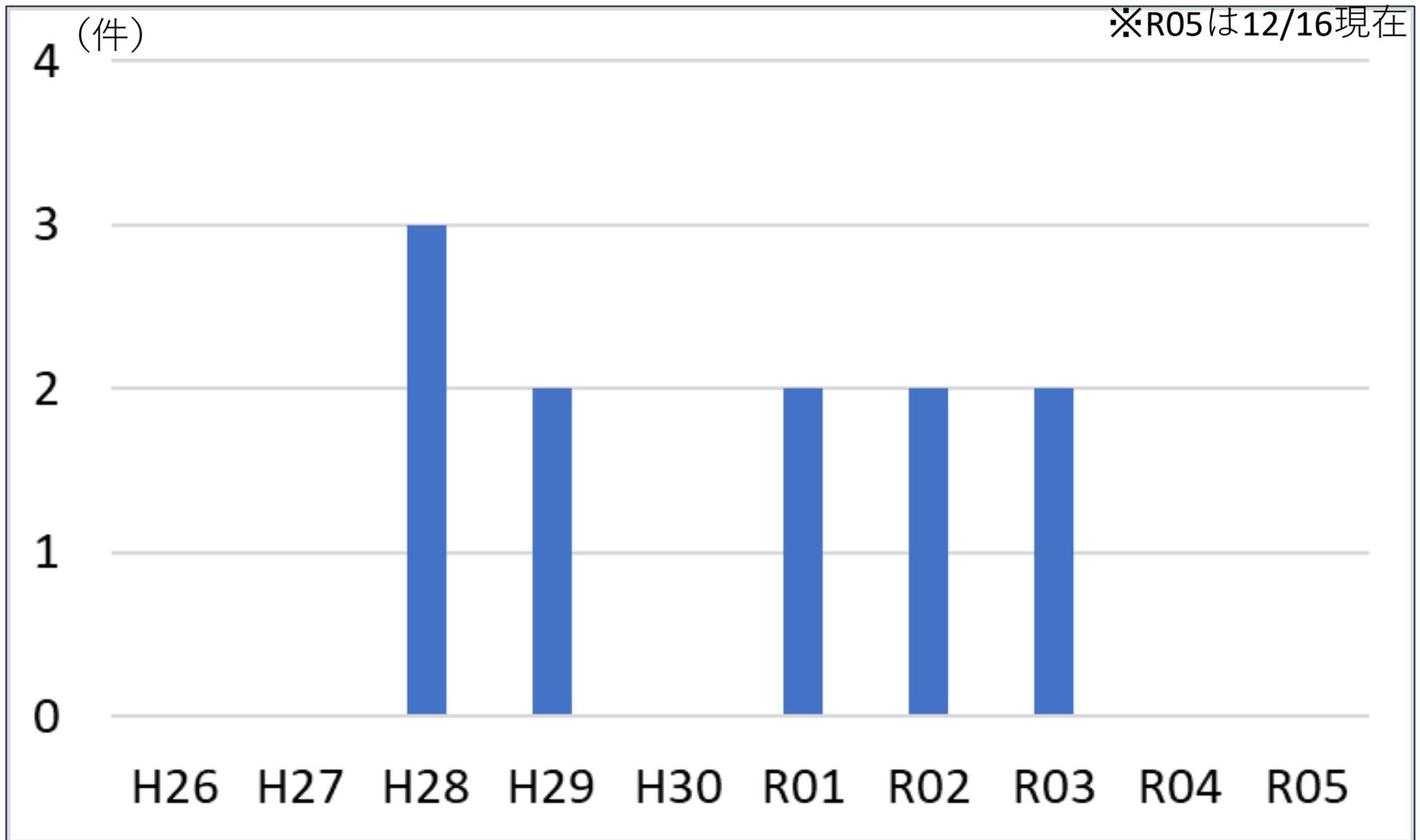


堅果類凶作年の月別目撃報告数の推移



「継続した集落近隣の被害対策」と
「有害捕獲強化」の成果と評価

人身事故発生数の推移



「継続した集落近隣の被害対策」と
「有害捕獲強化」の成果と評価

来年度に向けた課題

1 クマ対応にかかる人材育成強化

- ・ 県市町の行政職員
- ・ 警察
- ・ 猟友会

2 分布拡大地域でのクマ対策推進

- ・ クマの生態や行動域等の解明
- ・ 住民のクマ対策への理解と実施
- ・ ゾーニング管理の強化

3 市街地等出没時の緊急対応体制強化

- ・ 市町における出没対応マニュアルの作成
- ・ 出没想定訓練の実施